

神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準  
新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(設置者等)</p> <p>第2条 専修学校の設置者は、教育機関としての公共性及び学校運営の安定性、継続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人を含む。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 専修学校の設置は、職業又は实际生活に必要な知識、技術を習得させる教育機関としてその必要性が特に認められるものであり、かつ、十分な<u>生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の確保の見込みがなければならない。</u></p> <p><u>(生徒等の数)</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 設置基準<u>第28条の4</u>にいう「専修学校が定める時間」とは、当該専修学校の学則に定める時間とする。</p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 講義室の1室あたりの面積は、同時に授業を行う<u>生徒等</u>1人当たり1.5平方メートルを標準とする。 なお、教室は原則として2方向の出入口を確保するものとする。</p> <p>第13条～第25条 (略)</p> <p>附 則</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(設置者等)</p> <p>第2条 専修学校の設置者は、教育機関としての公共性及び学校運営の安定性、継続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人を含む。）とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 専修学校の設置は、職業又は实际生活に必要な知識、技術を習得させる教育機関としてその必要性が特に認められるものであり、かつ、十分な<u>生徒確保の見込みがなければならない。</u></p> <p><u>(生徒数)</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 設置基準<u>第19条</u>にいう「専修学校が定める授業時数」とは、当該専修学校の学則に定める<u>授業時数</u>とする。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 講義室の1室あたりの面積は、同時に授業を行う<u>生徒</u>1人当たり1.5平方メートルを標準とする。 なお、教室は原則として2方向の出入口を確保するものとする。</p> <p>第13条～第25条 (略)</p> <p>附 則</p>

新	旧
(略) <u>1 この取扱基準は、令和8年4月1日 から施行する。</u>	(略) <u>(追加)</u>